

荒川区避難所運営基準

平成25年9月

荒 川 区

目 次

1	基準策定の趣旨	3
2	避難所の設置目的	4
	(1) 避難所の種類	
	(2) 運営基準の適用	
3	避難所運営の基本方針	6
	(1) 区による避難者の救援救護	
	(2) 町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動	
	(3) 弱い立場となる避難者への配慮	
	(4) 通勤・通学者や帰宅困難者等への公平な対応	
	(5) 環境変化への的確な対応	
4	基本的な運営体制	7
	(1) 区・避難者・学校教職員の基本的な役割	
	(2) 避難所運営役員の選出	
	(3) ミーティングの開催	
	(4) 避難者情報の管理	
	(5) 応援の受入	
	(6) 秩序の維持	
	(7) 防火安全対策	
	(8) ミニ備蓄倉庫の設置	
	(9) 避難所運営委員会の設置	
5	避難所運営の留意事項	11
	(1) トイレの清潔保持	
	(2) ライフラインの確保	
	(3) プライバシーの確保	
	(4) 物資の適正管理	
	(5) 避難者の健康管理	
	(6) 避難者への情報提供	
	(7) ペットの同行避難	
	(8) 帰宅困難者等への対応	
6	弱い立場となる可能性の高い避難者への配慮	15
	(1) 女性	
	(2) 妊産婦	

- (3) 子ども
 - (4) 高齢者
 - (5) 障がい者
 - (6) アレルギー疾病患者・慢性疾患患者
 - (7) 外国人
- 7 在宅避難者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (1) 自宅が無事だった区民への呼び掛け
 - (2) 在宅避難者支援窓口の開設

資料集

- 別表第1 あなたのまちの避難所（避難所別）・・・・・・・・・・・・ 19
- 別表第2 あなたのまちの避難所（町会・自治会別）・・・・・・・・ 20
- 別表第3 ミニ備蓄倉庫の設置場所・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 別表第4 ミニ備蓄倉庫（1ヶ所あたり）の標準的な備蓄物資・・・・ 22
- 別図第1 荒川区コミュニケーション支援ボード（抜粋）・・・・ 23